

# ポリ衛協の組織と運営



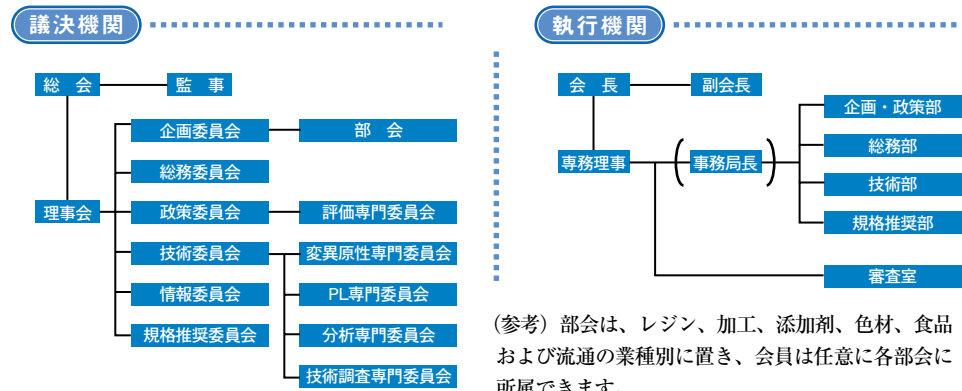
## 会員の種類

- 「正会員」 ポリオレフィン等に関係し、その原材料の製造、容器包装・器具の製造・加工およびその資材、また、食品の製造、加工等または前述の取り扱いを業として営むもの若しくは前述を主たる構成員とする団体。
- 「準会員」 ポリオレフィン等を使用した容器包装・器具の製造・加工、または加工に使用される資材の製造・加工および容器包装・器具を使用する食品の製造、加工または前述の取り扱いを業として営むもの。
- 「特別会員」 協議会の趣旨に賛同する大学教授等学識経験者。

## 正会員の業種

- ①合成樹脂製造・取扱業
- ②添加剤製造・取扱業
- ③加工業
- ④食品製造業
- ⑤流通・販売業
- ⑥上記の業種の団体

## 協議会の組織



(参考) 部会は、レジン、加工、添加剤、色材、食品および流通の業種別に置き、会員は任意に各部会に所属できます。

## 入会と権利義務

### 正会員の権利

- 自主基準の改定申請
- 確認証明書交付申請
- 確認証明書の交付を受けた製品への自主基準適合マーク(PLマーク)の表示
- 協議会運営への参加
- 協議会発行の刊行物の受領
- 協議会行事への参加

### 入会資格

上記会員の種類の内容に該当する者であれば、国籍を問わず入会は可能です。

ただし、当協議会の各種制度は、協議会設立の経緯から国内市場を対象にしています。したがって、海外市場における当協議会の各種制度の利用に当たっては「確認証明書等の海外市場での利用に関するお願い」に従うとともに、すべて会員の責任となりますのでご注意ください。

## 正会員の義務と責任

当協議会は、設立の趣旨、経緯から会員相互の信頼関係と性善説に立って運営しています。このため、会員は、右記の事項について義務と責任を有しますので遵守してください。

これに違反した場合は、確認証明書の取り消しや除名等が行われることがありますのでご注意ください。

- 虚偽の申請や誓約事項に違反しないこと
- 信頼関係を損なう行為をしないこと
- 確認証明書対象品の品質管理を行うこと
- 各種制度について規程類を遵守すること
- 確認証明書およびPLマークの使用は会員が責任を持つこと
- 自主基準等の規程類に定めがないときは、食品衛生法の方法、規定を遵守すること
- 海外在籍会員は、国内に協議会活動に対する責任者を置くこと

## 注意事項

- 協議会の資料および申請書類等は、すべて日本語としています。
- 入会の正式承認は、理事会が行いますので入会届けの時期によっては相当の時間を要しますのでご承知ください。なお、お急ぎの入会希望者は、暫定入会制度がありますので、事務局にご相談ください。

## 退会

- 退会は、会員の任意ですが、年会費等は返還されません。
- 会員会社が解散した場合および会費をその請求日から1年間滞納した場合は、定款の定めにより退会したものと見なされます。
- 定款その他規程類を遵守せず、または協議会の名誉を損なう行為をしたときは、定款の定めに基づき除名されることがあります。
- 退会した場合は、確認証明書は無効となりますので、確認証明書の返納が必要です。

## 入会の手続き

入会の手続きは、「新規会員の加入手続きに関する規程」に定められた様式に必要事項を記載の上、事務局に提出することにより行うことができます。

なお、入会が承認されたときは、会報誌、ホームページ等で公開いたします。手続きのフロー図を右記に示します。

- ➡ 通常手続き
- ➡ 暫定手続き

